

第 7 回長野県公共交通活性化協議会北アルプス地域別部会 送付資料の説明

○協議事項に係る資料

長野県公共交通活性化協議会北アルプス地域別部会 分科会について

【資料 1】長野県公共交通活性化協議会北アルプス地域別部会 分科会設置要領案

【参考資料】長野県地域公共交通計画改定内容抜粋

- ・ 前回（第 6 回）地域別部会で、「観光の分科会は、北部と南部で分かれており、通院・通学は一つということであったが、通院・通学も北部と南部では事情が異なるため、同様に二つに分けた方がよいと思う。」とのご意見をいただき、「ご意見を踏まえ市町村とも相談しながら再度分科会の設置要領案を諮る」こととしていた。
 - ・ 長野県地域公共交通計画が改定（R7. 6. 12）され、地域拠点となる医療機関については、「高度専門医療を担う医療機関、総合的な外来診療機能を有する地域に密着した医療機関等」、高等学校は県内すべての高校とされたことから、圏域内の同一の目的地への移動を検討するには、一体で検討するのが効率的である。
- ※ただし、分科会の議論のなかで、他の地域への通院・通学の状況が確認されたものについての議論を阻害するものではありません。
- ・ なお、本事務局案で、管内 5 市町村と意見交換を実施し、すべての市町村からご理解及び賛同をいただいた。

1 長野県公共交通活性化協議会北アルプス地域別部会 分科会設置要領

(目的)

第1 長野県公共交通活性化協議会北アルプス地域別部会（以下、「地域別部会」という。）の行う所掌事項の内容の個別具体的な検討を行うため、長野県公共交通活性化協議会地域別部会設置要領第6の規定により、北アルプス地域別部会内に次の分科会を設置する。

(1) 総括分科会

(2) 分野別分科会

ア 通院・通学分科会

イ 観光（北部）分科会

ウ 観光（南部）分科会

(検討事項)

第2 各分科会は、それぞれ次の内容について検討を行い提案又は報告を行う。

(1) 総括分科会（地域別部会に提案）

ア 長野県地域公共交通計画北アルプス地域編に関する協議等全般

イ その他必要な事項

(2) 分野別分科会（総括分科会に報告）

ア 保証すべき輸送サービスの範囲及び形態

イ 保証すべき輸送サービスの水準

ウ 保証すべき輸送サービスの提供主体

エ 保証すべき輸送サービスの提供に公的支援が必要な場合には、公的支援のあり方

オ その他必要な事項

(構成)

第3 各分科会は、別表1に掲げる団体の実務者を構成員として組織する。

2 別表第1に掲げる関係市町村は、別表第2に掲げる市町村とする。

3 各分科会は、必要に応じて別表に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。

(会長及び副会長)

第4 各分科会に会長を置き、会長には地域振興局の企画振興を所管する課長を、副会長には会長が指名する者をもってあてる。

(会議)

第5 各分科会は、分科会長が必要に応じて招集し、主宰する。

(事務局)

第6 各分科会の事務局は、地域振興局の企画振興を所管する課に置く。

(その他)

第7 この要領に定めるもののほか、必要な事項は分科会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 年 月 日から施行する。

別表 1

所属機関	総括分科会	分野別分科会		
		通院・通学	観光（北部） 大町市・白馬村・小谷村	観光（南部） 大町市・池田町・松川村
・関係市町村	○	○	○	○
・バス、タクシー 事業者等		○	○	○
・利用者代表		○		
・観光関係者			○	○
・地域振興局	○	○	○	○

別表 2

関係市町村				
大町市	池田町	松川村	白馬村	小谷村

3. 目標を達成するため実施する施策の方向性

本県が抱える地域公共交通の課題等も踏まえ、計画の目標の達成に向けて実施する施策の方向性を以下に示します。

3-1 施策の方向性

(1) 地域公共交通の担い手確保

地域公共交通の維持・確保に不可欠な担い手の確保に向けて、あらゆる手法を検討し、官民連携で取り組みます。

(2) 持続可能な地域公共交通ネットワークの構築

地域のまちづくりと連携するとともに、自家用有償旅客運送やスクールバス、病院・商業施設・宿泊施設等の送迎サービスなどの地域の多様な輸送資源の活用も視野に入れ、県民の日常生活に必要な交通ネットワークの構築・維持を図ります。

(3) 利用しやすい地域公共交通の実現

キャッシュレス決済の導入、情報提供環境の整備や円滑に乗り継ぎできるダイヤ設定を推進するなど公共交通の利便性の向上を図り、わかりやすく・使いやすい利用環境を整備します。

キャッシュレス決済の導入について、特に路線バスに対しては、地域連携 IC カードの導入を推進していきます。

【参考】キャッシュレス化の推進についての取組方針
「本協議会として路線バスに導入を進める決済方式について、地域連携 IC カードを基本とする」【令和4年10月20日協議会決定】

(4) 移動における脱炭素化の推進

過度な自家用車依存からの脱却を図るため、自家用車から公共交通への利用転換を促進するとともに、環境性能に優れた車両の導入を促進します。

3-2 地域公共交通の維持・確保に関する関係者間の役割分担の原則

地域公共交通の維持・確保を図っていく上での各関係者の役割分担について、基本的な考え方を下表に示します。

各主体	役割 (※1)
県	広域圏間や広域圏内（広域圏内の中心市町と周辺市町村）をつなぐ広域的な移動手段（主要幹線、幹線）の維持・確保 (例)・地域鉄道の施設整備支援 ・地域鉄道路線に係る関係者の話合いの場の設置 ・バス路線の運行費支援（高速バス含む）、バス車両の貸付け ・市町村のサポート 等
市町村	隣接する市町村間や市町村内における移動手段（準幹線、支線）の維持・確保、交通結節点等から観光地までのアクセス確保 (例)・コミュニティバス（デマンド含む）の運行 ・バス路線の運行費支援 等
交通事業者	自主運行路線や行政から受託した路線における安全・安心な運行、利用者ニーズを踏まえたサービスの向上
県民	公共交通の社会的意義を認識し、「乗って残す、乗って活かす (※2)」という意識を持って、日常生活の中で積極的に公共交通を利用する

※1 軸等の種別における各主体の基本的な役割については、本章 4.4-1(1)において示す。

※2 参考：「乗って残す、乗って活かす公共交通」県民大会（H20～22）

4. 地域公共交通ネットワークの構築について

計画の目標を達成するため、拠点と軸・主要幹線等に基づく地域公共交通ネットワークを官民の適切な役割分担のもと構築し、サービスの品質保証に取り組みます。

4-1 拠点と軸・主要幹線等の設定

本県における地域公共交通ネットワークは、以下の拠点と軸・主要幹線等を設定の上構築します。各拠点は地域内の交通結節点等であり、この拠点間をバスや鉄道等の移動軸で接続し、ネットワークの構築を図ります。なお、各拠点の設定や軸・主要幹線等の位置づけは、各地域別部会において協議の上決めるものとします。

拠点の設定

種別	位置づけ	設定の基準
① 広域拠点	- 県の玄関口としての位置づけ - 三大都市圏などと直接アクセス可能な駅(空港)とその周辺部	- 空港、新幹線駅(リニア含む) - 在来線特急停車駅のうち 10 圏域の中心地もしくはターミナル機能の高い交通結節点
② 圏域拠点	- 都市圏・生活圏として捉えたときの中心地としての位置づけ - 圏域の中心都市(町)の主要駅とその周辺部	- 商業施設、病院、高等学校、官公庁(県庁、警察署、法務局など)がある市町中心部の交通結節点 - 地域間幹線系統確保維持費交付要綱別表5に示される市町中心部の交通結節点 - 広域拠点は圏域拠点を兼ねる - その他地域別部会において圏域拠点と定められたエリアの交通結節点
③ 地域拠点	- 各市町村中心部の交通結節点(駅や市町村役場など) - 中核的な医療機関、高校、主要な観光地 - 一般的な行政手続きや一次医療(かかりつけ医)、日用品の買い物、用足しなどに対応した地域の中心部 - 県内外の観光客が訪れる観光地	- 圏域拠点以外の各市町村中心部の交通結節点(市町村役場や駅周辺、もしくはその他生活関連施設の集積地) - 高度・専門医療を担う医療機関、総合的な外来診療機能を有する地域に密着した医療機関等 - 県内すべての高校(通信制を除く) - 県内外の観光客が訪れる観光地 - ターミナル機能を有する交通結節点 - その他地域別部会において地域拠点と定められたエリアの交通結節点 - 鉄道駅の場合、何らかの形態で切符が購入できる

軸・主要幹線等の設定

種別	位置づけ	現状における主なモード
A 広域高速交通軸 (三大都市間連携)	三大都市圏と県内の広域拠点①を高速で結ぶ軸	鉄道 : 北陸新幹線、リニア中央新幹線、特急しなの・あずさ バス : 高速バス
B 主要幹線 (隣接県連携、広域圏間連携)	隣接県と県内や県内の広域圏間(圏域拠点②)を結ぶ路線	鉄道 : しなの鉄道線、北しなの線、篠ノ井線・信越本線、中央本線、飯山線、飯田線、大糸線、小海線、長野電鉄長野線 バス : みずほハイウェイバス
C 幹線 (圏域中心市町・周辺市町村間連携)	圏域の中心市町(圏域拠点②)と市町村(地域拠点③)を結ぶ路線	鉄道 : 上高地線、別所線 バス : 地域間幹線系統やその他幹線的役割が見込まれる路線(阿南線、開田高原線、伊那本線など)
D 準幹線 (市町村間連携)	圏域の中心市町以外の市町村間(地域拠点③)を結ぶ路線	バス : 市町村間をまたぐ路線(犀川線、大鹿線、温田線など)
E 支線(市町村内連携)	市町村内の拠点(地域拠点③)と地域内の居住区などを結ぶ軸	バス : その他のコミュニティバス(デマンド含む)

(1) 軸・主要幹線等の確保・維持における各主体の役割

ネットワークの構築に当たり、交通事業者、県、市町村等の各主体の役割と維持・確保に係る基本的な方針を示します。なお、以下の役割分担を基本としますが、個別の路線に対する各主体の具体的な役割は、地域別部会や各市町村の地域公共交通会議等において協議します。

軸等の種別	主な交通モード	各主体の基本的な役割
B 主要幹線（隣接県連携、広域圏間連携）	・鉄道（しなの鉄道線、長野電鉄長野線等） ・高速バス（みすずハイウェイバス）	県が主体的に関与し、交通事業者や沿線市町村とも連携しながら維持・確保を図る。 〔鉄道〕 県による関係者の話合いの場の設置 県と沿線市町村による設備投資への支援や利用促進等 〔高速バス〕 県による運行費への支援（みすずハイウェイバス）、沿線市町村と一体となった利用促進等
C 幹線（圏域中心市町・周辺市町村間連携）	・鉄道（別所線、上高地線） ・バス（地域間幹線系統等）	県が主体的に関与しつつ、広域圏の中心市町村・沿線市町村・交通事業者等と連携し、維持・確保を図る。 〔鉄道〕 県と沿線市町村による設備投資への支援や利用促進等 〔バス〕 県と市町村による運行費への支援や、県によるバス車両の貸付け等 ※県の支援を活用してもなお運行の維持が困難な場合は、沿線市町村の協力（財政負担）により維持・確保を図る
D 準幹線（市町村間連携）	・バス	沿線市町村が主体的に維持・確保を図る。（コミュニティバスの運行、運行費への支援等） ※圏域拠点への移動に必要不可欠な路線と認められる場合はC幹線とみなし、県による運行費支援を行う。
E 支線（市町村内連携）	・バス（デマンド含む）	市町村が主体的に維持・確保を図る。（コミュニティバスの運行等） また、観光地へのアクセスについては、観光事業者とも連携し確保を図る

(2) 計画期間中における地域公共交通ネットワークの変更に対する考え方

各主体は、原則として上記の役割に基づき、計画期間中はネットワークの維持・確保に努めるものとします。ただし、計画期間中に交通事業者の経営環境の変化や県民の生活に必要な移動の確保のためにネットワークを変更する必要性が生じた場合は、地域別部会等において協議の上、柔軟に見直すものとします。

また、将来的に県民の生活確保等において新たなネットワークの構築が必要となった場合、その新設等においても県は必要な関与を行います。

(3) 広域的・幹線的なバス路線の維持・確保					
① 広域的・幹線的なバス路線（C 幹線等）の運行費等に対する県独自支援					
内 容	複数市町村を跨いで運行する広域的・幹線的なバス路線の確保・維持を図るため、路線を運行するバス事業者等に対し、県が運行費等を支援します。また、県の支援を活用してもなお運行の維持が困難な場合は、沿線市町村においても財政支援を行うなど主体的に関与し、維持・確保を図ります。 なお、県の支援路線として位置づける系統は下表（P68, 69）に示します。				
実施主体	県…県独自の財政支援（信州型広域バス路線支援制度） 市町村…財政支援				
実施年度 （予定）	R6	R7	R8	R9	R10
			事業実施		
② 地域間幹線系統運行費等に対する支援					
内 容	地域間幹線系統の確保・維持を図るため、路線を運行するバス事業者等に対し、国と県が運行費等を支援します。また、沿線市町村においても財政支援を行うなど主体的に関与し、維持・確保を図ります。 なお、地域間幹線系統として位置づける系統は下表（P68, 69）に示します。				
実施主体	国…財政支援（地域公共交通確保維持事業（地域間幹線系統確保維持費国庫補助金）等） 県…国庫補助と協調した財政支援（地域間幹線系統確保維持費補助金） 市町村…財政支援				
実施年度 （予定）	R6	R7	R8	R9	R10
	事業実施				
③ 県有民営バス車両の貸付け					
内 容	県が国の補助制度を活用しながらバス車両を購入・所有し、地域間幹線系統を運行するバス事業者に対して貸与することで、広域的・幹線的な幹線バス路線の確保・維持を支援します。 ※R8 事業から車両の実勢価格上昇に伴い、県負担額を引き上げます。				
実施主体	県…バス車両の購入・貸付け（県有民営による幹線バス路線確保対策事業） 国…財政支援（地域公共交通確保維持改善事業費補助金（公有民営方式車両購入費国庫補助金）） 交通事業者…地域間幹線系統の運行				
実施年度 （予定）	R6	R7	R8	R9	R10
	事業実施				
④ 地域旅客運送サービス継続事業の活用による移動手段の維持・確保					
内 容	運行の継続が困難となった交通事業者の自主運行路線に対して、「地域旅客運送サービス継続事業」の活用を市町村等に促し、クロスセクター効果も考慮しながら地域住民の移動手段の維持・確保に向けた協議を行います。				
実施主体	国…財政支援（地域公共交通調査等事業（地域旅客運送サービス継続推進事業）） 県…路線廃止検討に関する情報の収集及び地域旅客運送サービス継続事業の周知 市町村…地域旅客運送サービス継続事業の活用 交通事業者…検討に必要な期間を確保した上での路線廃止検討の申し出				
実施年度 （予定）	R6	R7	R8	R9	R10
	事業実施				

 新幹線
 JR在来線
 私鉄・三セク
 県の支援路線及び地域間幹線系統

 10広域の中心都市
 要綱別表5の中心市町
 (上記10広域中心はすべて指定あり)

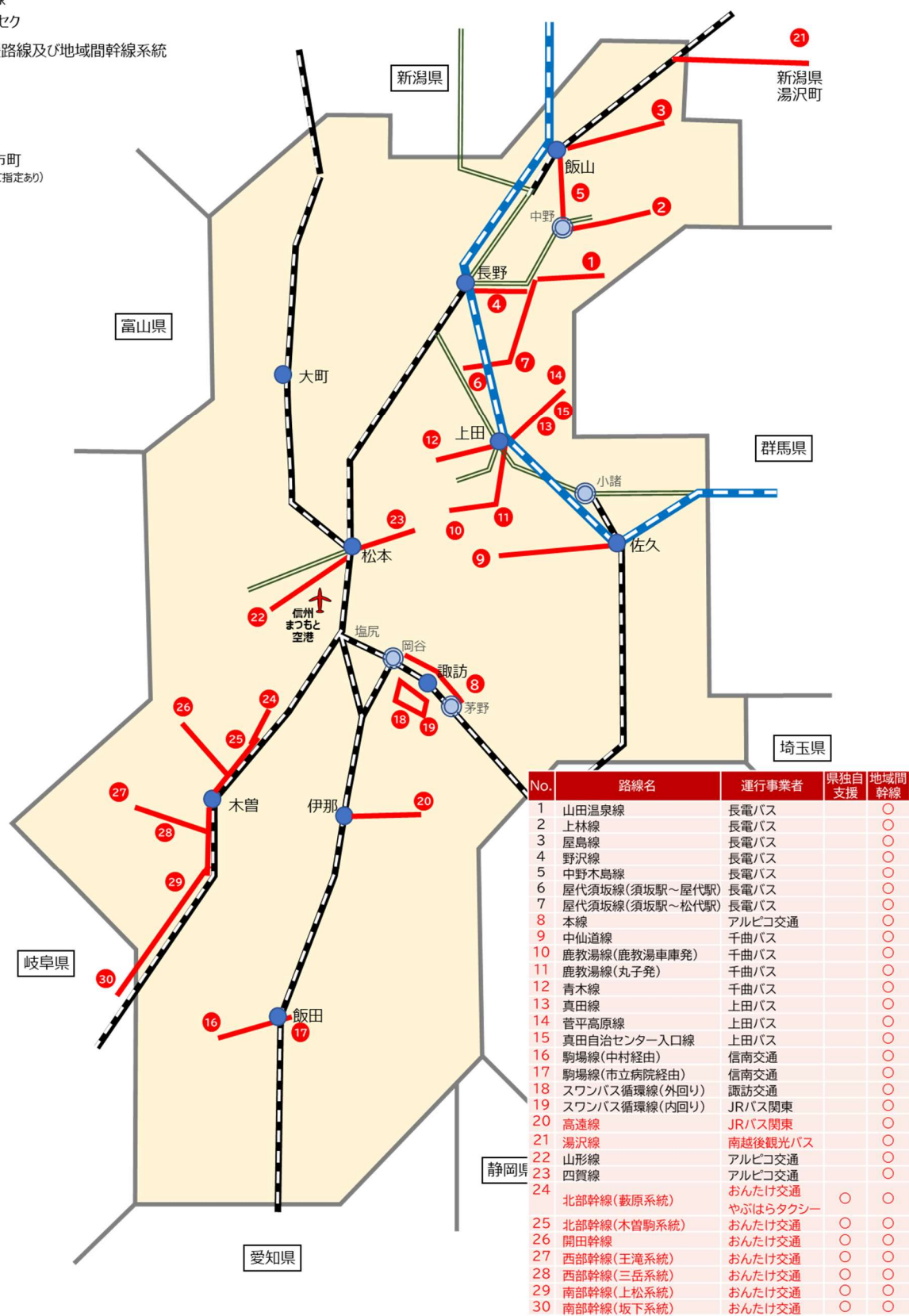


図 3.2 県の支援路線及び地域間幹線系統

県の支援路線及び地域間幹線系統に位置づける系統は以下のとおりです。

No.	運行事業者	系統名	広域行政圏 中心市町村名	起点	終点	路線の位置づけ・必要性	支援制度		
							県 独自 支援 (県補助)	地域間 幹線 (国補助)	うち 利便 増進
1	長電バス(株)	山田温泉線	須坂市	須坂駅	YOU遊ランド	高山村及び須坂市住民の通勤・通学・通院等のため		○	
2	長電バス(株)	上林線	中野市	中野駅	上林温泉	山ノ内町及び中野市住民の通学・通院等のため		○	
3	長電バス(株)	屋島線	長野市	千石入口	須坂駅	長野市及び須坂市住民の通勤等のため		○	
4	長電バス(株)	野沢線	飯山市	飯山駅前	野沢温泉	野沢温泉村・木島平村及び飯山市住民の通勤・通学・通院等のため		○	
5	長電バス(株)	中野木島線	中野市	中野駅	飯山駅	飯山市及び中野市住民の通勤・通学・通院等のため		○	
6	長電バス(株)	屋代須坂線 (須坂駅～屋代駅)	長野市	須坂市	屋代駅	長野市・須坂市及び千曲市住民の通勤・通学・通院等のため		○	
7	長電バス(株)	屋代須坂線 (須坂駅～松代駅)	長野市	須坂市	松代駅	長野市及び須坂市住民の通勤・通学・通院等のため		○	
8	アルピコ交通(株)	本線	岡谷市 諏訪市 茅野市	岡谷	茅野	岡谷市・下諏訪町・諏訪市及び茅野市住民の通勤・通学等のため		○	
9	千曲バス(株)	中仙道線	佐久市	岩村田	芦田	立科町及び佐久市住民の通院・通学等のため		○	
10	千曲バス(株)	鹿教湯線 (鹿教湯車庫発)	上田市	鹿教湯車庫	下秋和	上田市(旧・上田市及び旧・丸子町)住民の通院・通学等のため		○	○※1
11	千曲バス(株)	鹿教湯線 (丸子発)	上田市	丸子	下秋和	上田市(旧・上田市及び旧・丸子町)住民の通院・通学等のため		○	○※1
12	千曲バス(株)	青木線	上田市	下秋和	青木	青木村及び上田市住民の通院・通学等のため		○	○※1
13	上田バス(株)	真田線	上田市	上田駅	真田	上田市(旧・上田市及び旧・真田町)住民の通院・通学等のため		○	○※1
14	上田バス(株)	菅平高原線	上田市	上田駅	西菅平大松	上田市(旧・上田市及び旧・真田町)住民の通院・通学等のため		○	○※1
15	上田バス(株)	真田自治センター入口線	上田市	上田駅	真田自治センター入口	上田市(旧・上田市及び旧・真田町)住民の通院・通学等のため		○	○※1
16	信南交通(株)	駒場線 (中村経由)	飯田市	飯田駅前	曾山入口	飯田市及び阿智村住民の通勤・通学・通院等のため		○	
17	信南交通(株)	駒場線 (市立病院経由)	飯田市	飯田駅前	曾山入口	飯田市及び阿智村住民の通勤・通学・通院等のため		○	
18	諏訪交通(株)	スワンバス循環線(外回り)	岡谷市 諏訪市	SUWAガラスの里	SUWAガラスの里	岡谷市・下諏訪町及び諏訪市住民の通勤・通学等のため		○	

No.	運行事業者	系統名	広域行政圏中心市町村名	起点	終点	路線の位置づけ・必要性	支援制度		
							県独自支援 (県補助)	地域間幹線 (国補助)	うち 利便増進
19	ジェイアールバス関東(株)	スワンバス循環線(内回り)	岡谷市諏訪市	下諏訪駅	下諏訪駅	岡谷市・下諏訪町及び諏訪市住民の通勤・通学等のため		○	
20	ジェイアールバス関東(株)	高遠線	伊那市	JRバス車庫前	高遠	伊那市(旧・伊那市及び旧・高遠町)住民の通院・通学等のため		○	
21	南越後観光バス(株)	湯沢線	新潟県湯沢町	湯沢車庫前	森宮野原駅	栄村住民の通院・通学等のため		○	
22	アルピコ交通(株)※2	山形線	松本市	松本バスターミナル	車庫前	山形村及び松本市住民の通学・通院等のため		○	
23	アルピコ交通(株)※2	四賀線	松本市	松本バスターミナル	保福寺下町	松本市及び安曇野市住民の通学・通院等のため		○	
24	おんたけ交通(株) やぶはらタクシー(株)※3	北部幹線(藪原系統)	木曽町	木曽病院	木祖村役場	木曽町(旧・木曽福島町及び旧日義村)住民の通院・通学等のため	○	○	○※1
25	おんたけ交通(株)※3	北部幹線(木曽駒系統)	木曽町	木曽病院	大原上	木曽町及び木祖村住民の通院・通学等のため	○	○	○※1
26	おんたけ交通(株)※3	開田幹線	木曽町	木曽病院	神田宮前	木曽町(旧・木曽福島町及び旧開田村)住民の通院・通学等のため	○	○	○※1
27	おんたけ交通(株)※3	西部幹線(王滝系統)	木曽町	Aコープ	王滝	木曽町、王滝村住民の通院・通学等のため	○	○	○※1
28	おんたけ交通(株)※3	西部幹線(三岳系統)	木曽町	Aコープ	交流センター	木曽町(旧・木曽福島町及び旧三岳村)住民の通院・通学等のため	○	○	○※1
29	おんたけ交通(株)※3	南部幹線(上松系統)	木曽町	木曽病院	池ノ尻	木曽町及び上松町住民の通院・通学等のため	○	○	○※1
30	おんたけ交通(株)※3	南部幹線(坂下系統)	木曽町	木曽病院	弥栄橋	木曽町・上松町・大桑村及び南木曽町住民の通院・通学等のため	○	○	○※1

※1 市町村等の地域公共交通計画において、利便増進実施計画の策定を予定しています。(令和7年9月策定予定)

※2 No.22 から No.23 の実施主体は「松本地域公共交通協議会」

※3 No.24 から No.30 の実施主体は「木曽地域公共交通活性化協議会」

上記の地域間幹線系統は、交通事業者の自助努力だけでは維持が困難なため、国の地域公共交通確保維持事業を活用することにより、運行を確保・維持する必要があります。